

# アーネスト・ハウエルの女性論 (下)

石塚勝雄

## 八

本節の要旨は、女性が所謂「劣等の性」(das geringe Geschlecht) 又は「第一級の性」(das zweite Geschlecht) であるとする説を肯定し、その根拠をば、女は事物に対する客観的参与 (der objektiv Anteil) が出来ないことに歸し、かくて男女同等を主張する近代フェミニズムの否定へと通ずるのである。その前奏として、彼は先ず、普通に女の方がプラスであるとやれる面、即ち女性を「美しき性」(das schöne Geschlecht, the fair sex, le beau sexe) と呼ぶ見方を、その根底より打ちやぶるのである。先ず彼の所説に聽け。

『身長の低い・肩幅の狭い・臂の大きな・脚の短かい連中 (女性の連中) を、「美しき性」ないし命名するのは、男の知力が性慾にくまなれたらこそ出来たので、その訳は女性の美全体が、実はこの性慾のうちに存するからである。これを「美しき性」と呼ぶよりも、非審美的な性と名づけた方が、ずっと正当である。』

先ず、『身長の低い』以下四つの形容句をもつて表現された対象は、何を指しているかを明瞭にしておき度い。それは女の裸体そのものでもよいし、衣服又は衣裳をつけたものでもよいと思う。併し右の四つの形容句は凡て形態に関したものであるから、衣服又は衣裳の場合は、彫刻の衣裳法 (Draperie) がそうであるように、身体をかくすものではな

く、体形を間接に表現するものであることが必要な訳である。更に、同じ理由から、彫刻や絵画に現われる場合をも含むと見てよいである。<sup>(註一)</sup>

さて以上の云わば女の姿態は、ショーペンハウエルによれば、世人の評価を裏切つて、「美」ではないと云う。併し彼は、その積極的根拠をここでは述べていない。それは彼の芸術論から來るのであるが、ここは女性論であるのでそれが省略されたものと思う。そこで、仮りに彼の芸術論を筆者がここにあてはめれば、大体左の如くなるであろう。

「すべてのものは、それが我等に關係（利害關係）しない限りに於てのみ美である。」<sup>(註二)</sup> 故に美的反対は意志・欲情を挑発するもの即ち刺戟性（das Reizende）である。それは有用性（die Nützlichkeit）又は効用性と云つても同じである。従つて効用のあるところには美は成立し得ないのであって、効用のないところに初めて美は成立し得るのである。効用のない月が古来詩人・文人の対象となり、恋人の面影を映すものとなつたに反し、効用の無限大とも云うべき太陽は美的対象となり得なかつた。<sup>(註三)</sup> 今一つショーペンハウエルの例証をかりるならば、「高い美しい樹は実を結ばない。果樹は短小で醜い不具物である。」<sup>(註四)</sup> 今、女の身体を見るに、それとの同衾は快楽（欲情の満足）を与える。即ち、刺戟性・効用性の實に大きいものであるから、そこに美は成立し得ないのである。

しかし乍ら、ショーペンハウエルとても、現実に女性が「美しき性」と呼ばれている事実の根拠を説明しなければならぬ訳である。そこで彼は、それが、女の姿態がもつ男の性衝動の挑発力によつて美的認識の範疇に狂くるを生じた、謂わゆる「あばたも笑くぼ」的認識（認識錯乱）の帰結と解したのである。<sup>(註五)</sup> 斯くして、本論第四節（本論集第二号三十二頁以下）で彼が論じた女性の青春美も、世俗の謂わゆる美ではあつても、眞の意味に於ては美ではないのであり、又ケルケゴールによつて、この世で一番美しいものとされた女性の青春美も男の性欲挑発力の別名となり下つた訳である。併し實際上は、女の姿態を売物にするとか、或いは助平の汚名を避けようとか、何等かの意図をもつて、女の姿態を強いて芸術の名に於て取り扱うことは考えられる訳である。これに関連して示唆されることは、近代の絵画・彫刻には女の

裸体像が多いと云うことである。これに反して、ショーベンハウエルが古今独歩の美しさであると口を極めて称揚している古代ギリシャの裸体彫刻の中には、女の裸体像は極めて少く、あつてもそれは主として幻想的に表象化された優美な女神像であると云うことである。

以上ショーベンハウエルの「美しき性」否定論は、決して奇異なものではない。それを示すために、彼ほど一貫して徹底的ではないとしても同様の論を唱える学者を挙げておきたい。先ずヴァイニンガーは、絵画や彫刻に於ける裸体女性は美しいが、生きた女の裸体は美しくない、と云つて(<sup>(註六)</sup>いる)。次にウォードは、男性中心説(the androcentric theory)を説明している中で、男の方が美しいとして、次のように述べている。即ち「未開民族に於ては少くとも、美の男女差が存続しており、男は釣合もよくとれおり、男女何れが美しいかと云えば男の方である。文明民族に於ては、女性美が大したもののように云われているけれども、女性自身が男性の方がより美しいと認めているし、少くともひげ(beard)の点に於て、男は動物の男性装飾(the male decorations)に相当するものを持つていて。<sup>(註七)</sup>」

以上諸学者の所説にも拘らず、「女性」を「美しき性」とする呼称が、欧米に於て通り言葉となつてゐるのは何故であろうか。否歐米のみならず東洋でも同様であることは、「美人」が「美女」と同義語として通用していることに現われているのであるが、それは何故であろうか。それを説明するものとしては、ジンメルの所説が極めて恰好であると思う。即ち、男性優位の社会に於ては徹頭徹尾、男性的なものの觀方(たとえそれがショーベンハウエルが考えたように認識錯乱によるものであろうとも)が、そのまま普遍妥当的なものとして通用する、と云う彼の理論の一つの事例であると筆者は解するものである。<sup>(註八)</sup>

更に又、「美しき性」と云う場合の「美」とかシェーン(schön)とかフェヤ(fair)とかボー(beau)とかの表現を、ショーベンハウエルのように、厳密な美学的意味に於ける美であると解して、これに真向から生真面目に立ち向うことにも多大の疑問があるのである。例えば或る英語の辞典によれば、フェヤとは人間については主として外觀に関し

てであるが、女性に適用された場合は女性に特有な性質 (quality) を表現すると云う。小原則は大原則に優先して適用されるのであるから、この場合女性の特質の表現の方に重点がおかれる訳である。若しそうであるとするならば、フェヤとは女性の特質とされている即席的 (impromptu) と結局同じことに帰着する所以はあるまい。何れにしても「美しき性」とは、広く流布している巷間の安易な見方なのであり、前段で述べた男性的なものの見方と云つても、そうした見方に過ぎないのであって、それを美学的な美と解するのは、いささか當を失していると云えるであろう。

以上ジョーン・ペシハウエルの簡潔な「美しき性」否定論に対し、筆者の方では相当長く論じて來た次第であるが、彼は次に本節の本論に入つて、女は芸術に対して理解力も受納力も持つていないと云い、更にその根拠について次のよう�述べる。

『音楽に対しても、詩歌に対しても、或はまた造形美術に対しても、彼等は実際に又本当に何等の理解も受納性も持つていない。彼等がこれを有するような振りをするなら、それは他人の気に入らんがための單なる人真似に過ぎないるのである。これは、婦人が或事物に純然たる客觀的参与をなすことの不可能なるに基づくのである。私の考えに依ると、その理由はかうである。男性は何事に於ても、事物を直接に——或は理解により、或は征服によつて——支配せんと努力する。然し婦人はいかなる時、いかなる処に於ても、單に間接の支配を、夫を通じてなすように定められてゐる。そして婦人は夫だけを、直接に支配する力を持つ。されば婦人が、一切の事物を、ただ夫を得る手段としてのみ見る態度は、婦人の天性そのもののうちに存するのである。或る他の事に対する彼等の関心は、いつでもただ見せかけであり、また単なる廻り道にすぎない。その終極するところは媚態であり、模倣である。』

右引用文中の「參與」(Anteil 英 share) とは、平易に云えば「関心」の意である。従つて客觀的関心をもち得ないとは、女の関心は凡て主觀の領域に止まるの意である。更に平易に云えば、女は自分と利害關係（物質的なものに限らない）の無いものに興味をもつ事が出来ないと云うのである。更に別方面から云えば、女は客觀世界に自分を没入させ

ることが出来ないの意である。その出来ない事の根拠は、ショーベンハウエルに従えば、男は事物を直接に支配する能力があるが、女は間接に（即ち夫を通じて）支配するよう定められ（verweisen）ているからである。その「定められている」とは、形而上の自然によつて制約されている、の意と筆者は解す。

さて以上は、論理的には整備されて居り、一応理解出来る。しかし筆者は、以上の理由と帰結を逆に考え度い。即ち事物の直接支配が出来ないから客観的な関心をもつ事が出来ないと解するよりは、むしろその逆に、客観的な関心をもつ事が出来ないから、その帰結として直接支配が出来ないこととなり、それが夫を通じての間接支配となつて現われてゐると解する方が、理解がすつきりするからである。

次に以上の論理関係には問題があるとしても、所説そのものはショーベンハウエルを俟たずとも、常識的にもよく云われる「女は主觀的である」と結局同じことである。更に、女性蔑視の為に彼だけが敢て奇異な論理を弄ぶものではない事を示す為に、この方面の学者の同様の所説を引用しておき度い。先ずヴァイニンガーによれば次の如くである、「女性が性の興味以外の問題に自己を委ねる場合、それは彼女が愛する男のためか、または愛されんことを望む男のためであることは確かである。彼女は事物そのものに対して決して眞の興味を感じない。實際の女でラテン語を学ぶ場合があるかも知れない。が、それは学校にある彼女の子供を助けようとする目的からに過ぎない。」<sup>(註十)</sup>次に同じことをジンメルは次の如く表現している、「女が、これは自分とは結びつきのないものだと感ずるのは、外面向的な乃至は倫理的に利他的な合目的性をもつものであれ、精神的な幸福にとつて意義のあるものであれ、女とは根本的に無縁なものなのである。あたかも、純粹に客觀的な関心を作るところの、かのいわば電線なき結合とも呼ぶべきものが、女には缺除しているかの如くである。」<sup>(註十一)</sup>又、女には、ゲーテの所謂「理念をもつ能力がない」（keiner ideen fähig）も亦結局同じことと帰着すると云えると思う。

以上は、女が事物に対する客觀的参与が出来ないと云う事の説明であるが、以下に於て彼は、その学問や芸術の諸

方面（音楽会・オペラ・演劇・美術）に対する具体的例証を述べる。併せて、自分と考を同じうする諸大家の所説をその間に織りませて自説を補強しながら、興味深く読ませる隨筆的効果をも挙げている。しかし、それは結局前述の一般原則への適用に過ぎず、論理の問題がないので引用を省略する。次にこの事から更に尾を引いて、女は俗物である、と次のように述べてゐることに就ては少しく論評を加え度い。

『大局から見ると、婦人は最も徹底的な、そして最も治し難き俗物であり、またいつまでも俗物たる境涯を脱し得ざるものである。それ故に、妻が夫の身分と称号とを共有すると云う極めて不合理な社会組織に於ては、妻は夫の卑しそべき名譽心に不斷の刺戟を与える。更にまた婦人が、こう云う性質を持つてゐるために、彼等が宰配を振つたり、音頭を取つたりする事が、近代社会の腐敗を醸すのである。』

以上の所説は、大体に於て首肯されねばならないであろう。悪智慧をつけて男の純情を壘らせるのは、兔角その妻である場合が多い様である。「家庭は男の桎梏である」<sup>(註十二)</sup>とはこの意味である。又よく「犯罪の陰に女あり」と云われれし、毒婦も亦単に文芸作品に登場するだけではなく、社会的に実在したのである。のみならず女が俗物であることは、他の学者によつても承認されている事柄である。ジョン・スチュアート・ミルは、「妻とは平凡な世論の支持者なのである」<sup>(註十三)</sup>と云う。又ジンメルは、「……女性の本質には、習俗（die Sitten—筆者註）は皮膚のよう密着している、男にとっては習俗のはるかに外にある自由を、女性は習俗のなかに見出すのである。」<sup>(註十四)</sup>と云う。しかしながら、ショーペンハウエルの用語である俗物（der Philister）とは、周知の如く、その語源がユダヤ人が俗人の典型と見た西隣のペリシテ人であり、従つて輕蔑に価するもの、低級の意を含んでゐる。これに反し、ジンメルとミルに於ては、特にジンメルの場合は、前掲引用文からも解るように、女の性質が習俗的であるが故に習俗の中に自由を見出し得るのである。更に云うならば、社会の生活形式を批判することなく、そのまま肯定する態度、つまり安易な道を辿る人の意であつて、ショーペンハウエルの場合とは少しくニューアンスを異にすることに注意する必要がある。

それに引き続いて、ショーペンハウエルはシャンフォールが言つた「女はわれらの弱点とか痴愚なところとかに交渉するように出でてゐるが、われらの理性と交渉するようには出来てない。男と女との間には、表面的な共感はあるが、精神や魂や性格などの共感はほとんどない。」と云う言を引用して、それは全く正当であるとしている。次に、女性は「劣等の性」・「第二級の性」であると云う本節の結論を断定し、従つて男は女の弱点をいたわつてやらねばならないが、女に尊敬を払うのは滑稽至極であると云つてゐる。彼の觀方に立つ限り、蓋し当然のことであろう。

次にショーペンハウエルは、以上の点に於て自分と觀方を同じくする古代ギリシャ・ローマの人々及び東洋の諸民族の女性觀を次のように述べて、その妥当性を主張する。

『自然が人類を二つに分けた時、これを真二つに等分したのではなかつた。兩極性のものすべてにあつては、陽極と陰極との区別は、單に質的なばかりではなく、同時にまた量的なものである。——希臘・羅馬の人々及び東方の諸民族は、まさしくかくの如き見方で、婦人を見たもので、かくして彼等は、婦人に適當する地位を、われらより遙に正當に認識した。』

以上に於て先ず彼は、東洋の易哲学を支持して、男性を陽とし女性を陰とした。そこでこの場合、ショーペンハウエルを批評することは易哲学を批評することになる。ところが筆者は易哲学に暗く、これに対し權威ある論評を加える資格を缺いてゐる。しかし、これは『女大学』にも取り入れられている女性觀であり、婦人問題の学徒がこれに對しても、何等かの判断を下さなければならないことが、婦人問題の学徒に負わされた重荷であり、宿命なのである。そこで及ばずながら短評を加えることにする。

これに對しては先ず福沢諭吉は、「女大学評論」中に於て次の如く反論している。即ち「（前略）假に一説を作り女子の顔の麗くして愛嬌溢るる許りなるは春の花の如くなるに反して男子の武骨殺風景なるは秋水古木に似たり而して春は陽、秋は陰なるが故に女子は陽にして男子は陰なりと云ふも大なる反対はなかる可し（中略）我輩は氣の毒ながら失敬

ながら記者を評して「陰陽迷信の愚論者なりと云はんと欲する者なり」と。その所論には我等の感興を惹くものがあるとしても、このような常識的批評を以て古代の素朴な迷信として葬り去ることを許さぬ程、易哲学は東洋的な深い思索に根ざしているものなのであるまい。

思うに易学は、一切を陰陽の二元で解釈する東洋に於ける一つの形而上学であり、従つて男女を陰陽の範疇で解釈することも、一応納得され得る思想であると云わねばなるまい。ところが易に於ては、更に男女又は夫妻の間に、上下の關係即ち支配服従の關係を認めている。前掲シヨーベンハウエルよりの引用によれば、陰陽の區別は単に質的なばかりでなく、同時にまた量的なものであると云うのは、陽が常に陰よりも量的に大であるの意味である。若しそう解するのでなければ、「劣等の性」を根拠附けることが出来ないからである。易学に於てその支配服従關係を記述しているものを挙げれば、即ち「上繕辞伝に曰く、『乾道は男を成し坤道は女を成す』と、（中略）乾は陽物なり男なり、坤は陰物なり女なり、（中略）乾男が上に立て最初の命を発表し、坤女は之を承けて之を成就するを務と為す、（中略）故に夫唱婦隨又は夫命婦從又は夫唱婦和は正当なる家道ならん、（中略）夫唱婦隨てふ熟語は易經には見えざれども（中略）易經は天地自然の大法より演繹して人倫上に於ても夫唱婦和が正道たることを明示せり」と。これには首肯出来ない。何んとなれば、假りに男女陰陽論の思想に立つとしても、陽が恒常に陰を支配すると云う帰結は出て來ないからである。このことを宇野哲氏は簡明に次の如く説いている。即ち「易は陰陽二元論である。天地間の所有する現象を、此二元で説明する。（中略）陰陽は相対立して居ると同時に又代る代る宇宙を支配する。毎の後に夜となり、夜の後に昼となるが如き、春から陽気が次第に盛となりて夏となれば、又陰気が崩して秋となり、陰気が次第に進んで冬となるが如きは其一例である。（後略）」と。

易学が、宇宙人生百般に通ずる理法の哲学であることを筆者は認める。又、易が、恰かも西洋の自然法の思想と同様に、存在の法則（Natural Law）であると同時に、人間行為の規範（Law of Nature）であるとも認める。しかしながら

ら、存在の法則を規範として考へる場合、特に社会科学の学徒は、眉に唾して立ち向う必要がある。何となれば、社会現象・社会制度として存在するものを、そのまま規範と考え、斯くて御用哲学に墮する危険性が多分にあるからである。前掲の夫唱婦隨を説いた引用文は『十翼』の一部たる「上繫辭伝」中の一節に就てである。『十翼』とは易經の原典の註釈であり、その註釈者は孔子であるとされている。この事に注目するならば、孔子が当時の父家長的・男尊女卑的社會制度を根拠附ける為に、易が御用哲学的に変容され利用されたと云えないであろうか。勿論必ずしもそれが意識的に為されたとは云えないであろう。又『十翼』の中には、易の純粹な解釈が多分にあるであろう。しかし少くともこの謂わば夫唱婦隨（この熟語は易經の原典にはない）論が、易學からの帰結であるとは考えられない。凡ゆるイズムに於て、その始祖は純粹性を保つていても、時代の経過と共に亜流が現われたり、爽雜物が混入して來るのはよくあることである。何等の下心なしに考へて見るならば、男女陰陽論からは、夫唱婦隨と云うような一本調子な、ぎどらない夫婦觀ではなく、春夏秋冬の移り行きのように、更に云うならば陰の秋の中にも小春日和の陽が織り込まれるように、もつと絢のある天衣無縫的な夫婦觀が生れて來そうな気がする。男女を陰陽で説明し、解釈する事は自由であり、又妥当である。しかしショーペンハウエルのように、その間に大小・上下・優劣等の関係を認めて「劣等の性」を引き出す論理は、夫唱婦隨論と同様に、易學からの帰結ではあり得ないとして排斥されねばならない。

次に『希臘・羅馬の人々』と訳された語（die Alten）は、單に漠然と古代人を指すのではなくギリシャ・ローマの古興時代の人々を指すのであるが、彼等が女性を低く見たことについては、その典型として例のプラトニック・ラヴを挙げれば足りるであろう。プラトニック・ラヴの対象は、女性ではなくて青年であつた。師が自分の伴侣として弟子を愛する愛であつた。愛を超感性的なものへの憧れと考えるプラトニック・ラヴに於ては、女性は感性的ものとして、その対象たるに値しないとされたのである。

以上長々とショーペンハウエルは、自分のみならずギリシャ・ローマの人々及び東洋の諸民族の女性觀が妥當であつ

たことを説いて来たのであるが、次に西欧人の男女平等観（当時は近代フェミニズムの萌芽時代とも云うべき時期であつた）の間違つてゐることを次のように述べる。

『われらは、かの基督教的・ゲルマン的愚蒙<sup>(註二十一)</sup>の最上の精華たる古代仏蘭西風の慾慾と愚にもつかぬ女人崇拜とを持つたのである。——然しこれは唯、かのベナレス（印度のヒンドゥ教の聖都）の神聖な猿どもを、往々にして想起させる程に、婦人を横柄に且つ無遠慮にすることに、役立つに過ぎない。この猿どもは、自分に対する殺傷の禁斷されるのを知つて、自分の欲するあらゆることが、許されると考へてゐるのだ。』

以上に於て、基督教からも男女平等が出て来ると言ふ書き振りであるが、基督教が凡ての人を男女の別なく神の子として、人格的に平等に見ることは自明であるとしても、此の世の社会秩序の関係に於ても平等・同権と見るかどうかは、疑問であつて研究の余地があると思う。<sup>(註二十二)</sup> 女人崇拜（die Weiberveneration）とは、騎士道（chivalry）に於けるものを指すのであるが、これと近代的男女平等との相違も明かにされなければならない。最後に「劣等の性」が男子と対等又はそれ以上の不当な待遇・地位を与えられていることが、野獸の猿が聖域の安全地帯に移されて、思い上つてい氣になつてゐる姿になぞらえられて、象徴的に・皮肉的に深刻味を加えながら、女性蔑視は一段落するのである。

前段に於て、ショーペンハウエルの女性蔑視はその最高頂に達したのであるが、その余燼は燃えて今度は貴婦人攻撃となつて終極する。即ち彼は云う。

『西方諸国の婦人、特に謂ゆる「淑女」なるものは、その居るべからざる地位、即ち間違つた地位に居るものである。如何となれば、古へから正しくも「劣れる」「セクス」と呼ばれた婦人は、決してわれらの尊敬と崇拜との対象たるに適せず、男性よりも高く頭を擧げ、男性と同等の権利を持つに相当しないからである。われらは、この間違つた位置に置かれた結果を、十分に見ることができる。随つて歐州に於てもまた、人類の第一号たる婦人には、それに相当する地位を指定し、現在の亞細亞全体が笑ふばかりではなく、過去の希臘・羅馬も齊しく嗤笑したらうと思はれ

る、あの「淑女」なるものに、終結をつけさせることこそ、甚だ願はしいのである。』

以上は前段よりの当然の帰結であり、別に論理の問題はない。唯ここで考えさせられることは、ショーペンハウエルに限らず西欧人の書いたものに貴婦人攻撃の文章が多く、日本人のそれに少いと云うことである。その原因を社会科学的に考察するならば、歐米に於ては資本主義が典型的な発展を遂げた結果、ブルジョア階級も典型的に形成され、それに照應して所謂「有閑マダム」的階層も典型的に出来あがつたことが先ず第一に考えられる。次に日本では封建時代に育成された所謂身分觀念が今尚残存している為に、身分の違う階層に対しかれこれ批判攻撃を加えることは、初から無意味であると考えられているからである。而して西欧人の貴婦人攻撃の根拠は主として、仕事がなくて享樂にその日を送ることから来る精神的墮落の面であり、筆者もまた「有閑マダム」こそは、ブルジョア階級の爛熟からにじみ出た「體」に譬えらるべき存在だと思うのであるが、ショーペンハウエルの根拠は、これと趣を異にし、形而上のであることは注意されねばならない。即ち彼によれば貴婦人こそは、男性よりも価値の劣つた一段低い性として自然によつて定められている女性が、名実共に男性と同等の権能を与えられ、思い上つて有頂天になつてゐる姿なのである。前段との関連に於て云えば、「いい気になつてゐる猿」なのである。(註二十三)この事は彼が近代フェミニズムの否定論者であると云うことである。何んとなれば、婦人を解放することは、女をこの「いい気になつてゐる猿」にすることであり、それは自然の命に反することだからである。

「淑女」は存在すべからざるものであるとして、次に然らば女性は如何にあるべきかについて、それは主婦 (die Hausfrau) であると彼は云う。従つて女子教育の目標は家事と服従であると云う。更に、同様の主張をする詩人バイロンからの相当長い章句を引用して、自説を補強しながら本節は終つてゐる。しかしその引用文に入る前で、ショーペンハウエルが『歐羅巴に謂ゆる「淑女」なるものが存在するということは、女性中の大多数を占むる低い身分の婦人達を、東洋に於けるよりも、遙かに不幸ならしめる原因である。』と云つてゐることには耳を傾ける必要がある。と云うの

は彼がこれを書いた時から約一世紀を経た今日では、東洋の資本主義国日本にも「有閑マダム」の階層が発生したからである。由来、女は男よりも眼に映するものに心を奪われ勝ちであり、従つて「有閑マダム」を女性の理想と考え易いのである。ところが「有閑マダム」などと云うものは万人に一人とも云うべき存在であり、殆んど大部分の女は彼女達を遠く眺めて、恨めしそうに生計を立てなければならない運命におかれているのである。ショーペンハウエルの説いた不幸が日本にも始つてゐるのである。近來日本でも「課長夫人」を目指す奥様が多いと聞くが、これも同じ思想の流れを汲む「プチ・ブル根性」に過ぎないことを思ふべしである。

(註一) 後述のように、ショーペンハウエルは古代ギリシヤの裸体彫刻を讃美してはいるが、その中には女像は殆んどないのであるから、この事と矛盾しない。

(註二) Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, Sämtliche Werke, 1922, 3.Bd., S. 428.

尚ほれば、カハムが美感を無闇心的だ (ohne alles Interesse) 快感であると定義したのも殆んど同じであると言はれる。

(註三) Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Reclam, S. 53.)

(註四) 明治の文豪高山樗牛は夕陽の美しさを讃えた事で著名であり、これに反するようである。しかし将に没せんとする太陽は殆んど効用を失つたものであるのみならず、夕陽に映える海・空・雲・山など自然界の美に重点がおかれているのであるまいか。

(註五) ショーペンハウエルの挙げた女の姿態に関する四つの形容の外に、從来の日本に於て、「撫肩」・「富士額」等が美しいもの・好ましいものとされて來たが、これも彼の解釈によれば、「美」ではなく男の愛玩物としてややわしい姿に過ぎないといふことなるやうなのである。

(註六)

O. Weininger, *Geschlecht und Charakter*, 1903. 杉上訳・『性と性格』春秋社、昭和九年、一四八頁。

(註七) L. F. Ward, *Pure Sociology*, 1921, p. 293.

(註八) 拙稿・本論集第11章・11H-11K頁。

(註九) James A. H. Murray, *A New English Dictionary on Historical Principles*, 1901.

(註十) O. Weininger, op. cit., 村上訳『前掲書』九一頁。

(註十一) Georg Simmel, Philosophische Kultur, 1923, S. 78. 高橋訳『シンベル恋愛論』玄海出版社、昭和二十八年、1111頁。  
(註十二) 基督教旧讃美歌第二六九番第四節の「わが妻子へいしむとらばとりね」を新讃美歌(第二六七番同節)に於て、「わがたからむ  
ふいばむりね」と替えたのは、ルーテルが語らんとした原始の意味(家庭の権柄性)を失つて、改悪であると思ひ。

(註十三) J. S. Mill, The Subjection of Women, No. 825 of Everyman's Library, p. 305.

(註十四) Georg Simmel, op. cit., S. 95. 高橋訳『前掲書』一六六頁。

(註十五) Shamfort (1741—1794) ハランスの著述家。

(註十六) 『女大學』第十九章。

(註十七) 時事新報社編『福沢全集』第六卷、国民図書株式会社、大正十五年、六〇一頁。

(註十八) 高瀬武次郎『易学講話』弘道館、大正十五年、一七四一—七五頁。

(註十九) 『岩波哲学辞典』昭和七年、七二頁。

(註二十) ローマの歴史家タキツスの名著『ゲルマニア』によれば、ゲルマニア人は婦人を尊敬し、労苦を共に分ち、又貞操は重んぜられ、離婚や一夫多妻制はなかつた。更に、英國の歴史家ギボンによれば、独逸人は尊敬と信頼をもつて婦人を取り扱い、重大な場合には何時も婦人に相談し、又婦人の心中には人間以上の智慧や神聖なものを宿してゐるなどを信じて喜んだのである。(John Langdon-Davies, A short history of women, 1948, p. 155. による)

(註二十一) ラングダン・デヴィースはショーペンハウエルと反対の見方をしている。即ち基督教は決して婦人を高くは見ていない。否むしろローマの法律・慣行よりもはるかに低く婦人を見てゐる。その上基督教的な女性観の方が事実上は西洋を支配したのである。二十世紀の婦人を法律的に解放したのは、基督教ではなくて、婦人自身の教養に基く努力の結果であるとしている。

(John Langdon-Davies, A short history of women, 1948, p. 154—155.)

(註二十二) 独逸語ダーメ(Dame)の訳語。英語のレディ(Lady)・ディム(dame)に相当するのであるが、何れも貴婦人の意である。語源的に見て、徳性の秀れた婦人の意味はないにも拘らず、邦訳が「淑」と云うふうな徳性を表わす形容句を附しているのは適訳ではないと思う。

(註二十三) ショーペンハウエルをしてこのような筆致で貴婦人攻撃をものさせた事の背後には、彼の母がこのような攻撃を受けるにふれねじふ典型的な貴婦人であったことが見のがすこと出来ない。(尚ほのことに就ては、拙稿、本論集第四号、三三三頁参照)。

本節でショーペンハウエルは、婚姻制度についての彼の見解を述べる。そこには、伝統や風習を払いのけて物事を考える哲学者らしい風格と社会科学的認識とが絢なされて居り、熟読するとなかなか興味深いものがある。而かもそれは、勿論彼の女性觀から由来するものなのではあるが、本論文の主題は女性論であつて、婚姻制度ではないので、簡単にその骨子を述べ、短評を加えるにとどめ度い。

彼によれば、歐州の結婚法は男女対等の一夫一婦制であり、この間違つた前提から数々の社会的害悪が生れていると云う。何故間違つているかと云えば、前節で述べたように男女は實質上対等ではないように自然によつて定められてゐるにも拘らず、法律が反自然的 (<sup>(註1)</sup>widernatürlich) に対等の権利を認めたからである。その結果正規の結婚は減少し、更にそこから生れた社会的害悪は、上流社会に於ては坐食する老嫗と「淑女」の発生であり、下層社会に於ては不適当な重労働を課せられている女達と賣春婦の発生である。従つてこの反自然的な一夫一婦制を廃止することによつて、即ち元の一夫多妻制に還ることによつて、この四種の女供は一っぺんに姿を消すのである。かくて凡ての女は扶養され、男子に従属する自然の地位に引き戻され、今日ヨーロッパに充満している不幸な女は最早居なくなるのである。而してその実証的根拠として、彼は『一夫多妻主義の諸民族にあつては、いづれの婦人も扶養されているが、一夫一婦制の民族にあつては、結婚せる婦人の数は少なく、扶助者を有せざる婦人が沢山残つてゐる。』と云つてゐる。最後に彼は結論的に次の如く述べている。

『一夫多妻主義の是非に就いて議論する必要は全くない。これは到る處に存在する事實として考へらるべきものであつて、問題はただその調整をいかにすべきやである。一体何處に、眞の一夫一婦主義者があるか？われらすべては、少なくとも或る期間は、しかし大抵は常に、一夫多妻の生活をしているではないか？かくの如く男子は、皆多数の婦

人を必要とするものだから、多くの女性を世話をするのは、男子の自由であり、或はむしろ義務であると云う方が正当である。（後略）

即ち、法制上は一夫一婦制の社会に於ても、事実上は広汎に一夫多妻制（妾に限らず一切の商売女・恋愛関係の或るもの）を含むのである）が行われている事実は、彼によれば、一夫一婦制が反自然的な無理な社会制度であることを示すものなのである。

以上ショーペンハウエルの婚姻制度観を構成している思想・理論等を摘記すれば次の如くなるであろう。先ず第一に、前述の通り、男女は自然によつて實質上対等ではなく創られたものであるから、対等の婚姻を認める法制は自然に反したものである。次に、男は本来多妻的傾向を持つてゐるものであるから、この点から見ても多妻制は自然である。次に、対等の一夫一婦制によつて生じた諸々の社会的害悪は、多妻制によつて一掃されると云う社会科学的認識の上に立つて、多妻制の方が女全体の立場から見ると却つて有利であると判断してゐる。最後に、一夫一婦制は通常、宗教的・倫理的なものと考へられてゐるのに反し、そうした考察を全く欠如してゐる事である。この事は、一夫一婦制を単なる便宜主義的なものと考へるバーナード・ショーの著名な言説と、思想的には同じ流れに属するものである。尚本節に附帶して考へられる事とは、一夫多妻制を主張した彼自身は生涯独身で通したことと、又そこに主張の動機の純粹性が示唆されていることである。

(註一) 不自然 (*unnatürlich*) よりも意味が強い。

(註二) 抨稿、本論集第二号、三五頁参照。

(註三) 一例を挙げれば、キリスト教では新約聖書マタイ伝十九章五節の「人は父母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりの者は一体となるべきである。」

(註四) 「一夫一婦制度の自然的根拠は、一夫多妻又は一妻多夫に何か固有の惡徳があると云ふことではなくて、男女は大体同数生れ

ふと「どう歎然たる事実であるに過ぎない。」(Bernard Shaw, *Getting Married*, 1926, p. 137)

尚・シラーもショーベンハウエルも共に、生涯独身であったし、また共に、一夫一婦の道徳性を否定したことは何等かの示唆があるのであるうか。

## +

本節でショーベンハウエルの女性論は終結するのであるが、その中には女性に関する雑多なことが記されている。その間に貫した立場や論理はないようにも見受けられるが、強いて云えば、女性が男性に劣ると云う一般原則の各方面に於ける適用例を述べたものであろう。

第一段では先ず、印度の北部中心地方であるヒンドスタンに於て、婦人は<sup>(註1)</sup>何時も独立ではないと云う事実を、マヌの法典第五章第百四十八節の有名な三從の法<sup>(註2)</sup>で説明している。事実を法律で説明することは必ずしも妥当とは云えない訳であるが、マヌの法典は、印度民衆の間で行われて来た慣習——慣習法——を成文化したものであると解釈されて居り、しかも現在でも印度法として行われていると云うから、事実を説明していると見て差支ないのである。次に、寡婦が亡夫の屍と共に自焚するのも、又亡夫が一生の間休む暇もなく働いて得た遺産を情夫たちと共に蕩尽するのも、共に極端で忌わしい(*empörend*)といへ。そして以上を『中庸が最も幸福である』<sup>(註3)</sup>と云う句で結んでいる。要するにここで彼は、婦人は男子から独立すべきものではないが、さればと云つて男子の奴隸でもないし、又反対に亡夫の遺産処分の自由を寡婦に与えている歐州の法制もよくない、と云うのである。

次の段に於て彼は、謂ゆる母性愛と父性愛とを區別して次の如く云つてゐる。

『原始的な母の慈愛なるものは、動物に於ても、人間に於ても、純然として本能的である。従つて子供が、肉体的に助けられる必要がなくなるとともに、この愛情は消失する。』の時以後に於ては、習慣と理性とに基づく母の愛が、

原始的な母性愛に代つて現われて来なければならぬ。然しかる愛は、往々にして出現しない。特に母たる人が、その夫を愛さなかつた時に、然りである。父の子に対する愛は、これと別種なもので、ずっと耐久的の性質を持つ。これは子供の内部に於て、自分に特有の最も深い自我を再認識するがらで、それ故に形而上の起源を有する。』

以上の言説は端的に云えば、母性愛は本能愛・父性愛は云わば人格愛(註四)とでも表現さるべきもので、大体に於て常識的にもよく言われている事のように思う。子供時代の母性愛が、女は子供時代の教育者としてふさわしい事と照応しているのである。尚彼の母がその夫を愛さなかつた事実が、事例として挙げられ、体験的真理として語られている訳である。

次の段の要旨は、女は財産管理の資格がないから、寡婦であれ娘であれ、遺産の相続権を制限し、その利子だけを与えるのが最良の制度だと云うのである。ここで又、亡夫が生涯の勤労と辛苦とによつて得た財産を寡婦が濫費・蕩尽する事例が挙げられている。この事例が彼の女性論に出て來るのが、これで第三回目である。この事は、この事例の典型であつた彼とは別居していた母の姿が、常に念頭に浮び出て離れなかつたことを物語るものであろう。こうした濫費とか財産管理の資格がないとか云うことと女性の本性・能力との関係に就ては、前の濫費癖の箇所(本論集第四号三三二頁)で論じた事と同じ事が云えると思うので、ここで再論する必要を認めない。

次の段に於て彼は、女の虚栄心と男の虚栄心の差別を論じて次の如く説いている。

『婦人の虚栄心は、よしそれが男子の虚栄心より大きくない場合でも、全く物質的な事物——即ち彼等自らの美と、次いで浮華・贅沢・絢爛といったような方面に熱中する悪癖があり、従つて社交界は彼等の最もすきな天地となる。この事はまた、——特にその理性の貧弱なためもあるが、——婦人を浪費に傾かせる。(中略)男子の虚栄心はこれに反して、往々非物質的美質即ち理解力・博学・勇気の如き方面に熱中するのである。』

以上は大体に於て認められ得る事実と云つてよいであろう。日本でも、「女は虚栄心が強い」は通り言葉のようになつてゐる。しかし彼によれば、右引用文の初に述べてゐるように、女の虚栄心が男の虚栄心よりも強くない場合もある

のであつて、従つてここでは虚栄心の強弱が問題なのではなく、その性質・その向う方向が以上のように物質的と精神的の差がある訳である。併し以上の表現が首肯される為には、理解力・博学・勇氣の如きものを虚栄心とせねばならぬ。これは通常の社会通念に反する。何んとなれば、仮りにその中の一つ博学 (die gelehrtsamkeit) をいわなれば、名譽の為に勉学し、博学となつたとしても、それを普通は虚栄心とは言わないからである。しかし彼によれば、名譽は空しき (eitel) ものであるが故に、それを求めることは、博学であれ何んであれ、虚栄心 (die Eitelkeit) なのである。併し、ショーペンハウエル自身博学多識であり、名譽の空しきを説きながら、名譽を求めた人であつたのである。空しい点に於て所詮は同じであるとしても、物質的なものに虚栄心の満足を求める女の方が低級であり、女性蔑視へと通ずる訳なのである。尚、女の方が社交を好むことも、事実として認めねばなるまい。内容の空虚な人に限つて社交を好むことを説いて、孤独を讃美した彼の論文としては、別に「人生智への指針」<sup>(註七)</sup>がある。次に彼は、こうした物質的虚栄心の強い婦人を解放して失敗した歴史上の事例を二つ挙げている。一はスバルタの没落を促進させた原因としてのスバルタ婦人の解放で、他はフランスに於て、ルイ十三世以来増大した婦人の勢力が宮廷と政府を腐敗せしめ、やがては第一革命を惹き起したことにして責を負うべきではないかと云うのである。以上の実例を挙げた後彼は、欧洲の淑女制に於てその最も著しい症状を呈している婦人の誤れる地位（男女平等）は、社会状態の根本的欠陥であつて、そこから社会の各方面へ悪影響を及ぼすと説き、近代フェミニズム否定の立場を明確にしている。

次の段は彼の女性論の終極でもあり、結語でもある。先づ彼の所説に聽こう。

『婦人がその天性上服従するように出来ている事は、次の事実によつて認められる。即ち十分に独立不羈な位置に、即ち女性の自然に背反する位置に置かれたすべての婦人は、間もなく、自己を指揮し・統御する或る男子に結びつくもので、これは婦人が、支配者を要するからである。この際その婦人が若ければ、支配者は恋人であり、年を取つていたら、懺悔聴聞の僧侶である。』

先ず前段との関係について見れば、その末尾に述べた男女平等の社会制度の誤れる所以を、ここでは積極的に述べる訳なのである。論理構造から云えれば、先ず女性はその天性上 (seiner Natur nach) 男性に服従するように定められていて、形而上学的に断定し、しかもそれは、完全な独立の地位におかれたりした婦人と云うものは決してそれに満足しないで、自分を支配する主人 (der Herr) を求める事実によつて証明されるので、決して謂ゆる形而上学的独断ではないと云う論法である。まるで犬がよく主人を求めるのと似ているとでも云いたげな語調である。次に、若い時に気がつけば、恋人 (der Liebhaber) は即ち主人と云うことになつて結構なのであるが、年をとつてからでは、男に媚ついて独身を通した罪の懲悔を聽いてくれるお寺の坊さんその他には、主人は見当らないと云うことになつて、彼の女性論は深刻な皮肉をもつて終局するのである。音楽的に主旋律が変奏されながら流れ行くと云われる彼の芸術的哲学論文の見事なファンfareである。

以上、服従をもつて女性の本性であり又道徳でもあるとする女性觀は、洋の東西に通ずる近代までの支配的な女性觀なのであるが、(註六)ここではそれがシヨーベンハウエル特有の論調で根拠附けられたものと云えよう。しかしその根拠については疑問がある。先ず『女性はその天性上服従するように出来てゐる』と云う断定そのものは、それが形而上学的なものであるので、一応論外としなければなるまい。しかしその断定の基礎になつてゐる事実の解釈に問題があると思う。即ち完全に独立した婦人が求める男子を支配者であると彼は解釈しているのであるが、これは必ずしもそうは云えないのではないかろうか。伴侣とも云えるのではなかろうか。人間男でも女でも成人すれば、異性の伴侣を求める気持が起きた。それは必ずしも性欲満足の必要からばかりとは云えない。結婚には性生活が必ずつきまとふものと誰でも考え勝ちであるが、これは誤である。結婚とは生涯の伴侣としての共同生活であつて、その事は、男女共八十才をも越えた老爺・老婆のいわゆる茶飲友達的結婚が法律上有効に成立し得ることによく現われてゐるのである。成る程彼は生涯自身であり異性の伴侣を求めなかつたとしても、彼には婢女があつたことを考えて見る必要がある。更に遡つて云うなら

ば、大多数の女性が男子を主人（支配者）として求めることが一般的な事実であるとしても、それは主人とし仰がなければ異性の伴侣は入手出来ないと云う社会制度に基くとも見ることが出来るのである。何れにしても、女性が求める异性の伴侣を一概に本質的な支配者と解釈することは、独断であると云わなければならない。

以上はショーペンハウエルの女性論の終局をなす所説の論理構造に加えた筆者の短評であるが、所説そのものがこれと正反対の学者の見解がある。先ず人生哲学者としてのシンメルは次の如く云う、「女は絶対的な本質のうちに安らうかのように、自分が女たることのうちに安んじており、——若干逆説的に表現すれば——男たちがこの世に存在しようがしまいがそれには無関心でいるのだ」<sup>(註九)</sup>シンメルは又云う、「男は理念のために生き、理念のために死ぬことが充分あり得るのだが、それと云うのも彼は常に理念に相対しているからであり、理念とは彼にとつて永遠の課題であるわけなので、男は観念的な意味に於ては常に孤独なる者なのである。（中略）しかしながら女にとつてはその存在と理念とがそのまま合一しているのであり、たまたま運命的な孤独が彼女を支配することがあつても、典型としての女は決して男ほど孤独ではない。女は常にわが身をわが家としてそこから離れずにいるのだが、男の方はそのわが「家」をわが身の外にしか持つていないのである」<sup>(註十)</sup>次に社会科学者としてのジョン・スチュアート・ミルは次の如く云う、「婦人の男子への隸従は一般的な慣習であるが為に、その慣習に従わないことが不自然のよう見えるのは、全く当然の事なのである」<sup>(註十一)</sup>ミルは又云う、「現在、女性の本性だと云われているものは、明かに人工的なものである。即ち或る面では強制的な抑圧の結果であり、他の面では不自然な刺戟の結果である」<sup>(註十二)</sup>以上のように見て來ると、ショーペンハウエルの女性本質論は全世界に通ずる古来の支配的な女性觀であるとしても、これに対しても、女性を深く見つめた人生哲学者の側からも、又現在の女性を社会的存在として歴史的洞察を加えた社会科学者の側からも、以上のような異説があることを我々は知らねばならないのである。

(註一) 田辺繁子訳『マメの法典』岩波文庫、昭和二十八年、一六三頁参照。

(註二) ニルヘルの典型であった彼の実母の姿が脳裡に浮び出たものであつた。

(註三) *Der Mittelstand ist glücklichste. Medium tenuere beat.*

(註四) カント流の考方ではあるが人格の基礎としての自由意志（自我）は、シヨーベンハウエルによれば父親から遺伝されるのであるから（拙稿・本論集第四号、四一頁）父は子の人格の中に自分の人格の投影を見る訳である。そこで仮りに入格愛と名づけてみた。

(註五) 拙稿、本論集第一号、三〇頁参照。

(註六) (註七) に掲げる論文の邦訳書第四章に於て。

(註七) 『附録と補遺』(Parerga und Paralipomena) 中にある論文で、"Aphorismen zur Lebensweisheit" 石井訳『幸福について』創元社、昭和二十四年、第一章及び第二章。

(註八) 東洋の一例を挙げると、徳川時代に数多く出版された女訓書書中の『女大学』に例をとれば、女の服従を説いた箇所は随處に散見されるが、特に舅姑への服従は第五章に、夫への服従は第六章に説かれている。

西洋では、ヴァインингーの『性と性格』から一箇所だけを擧げてみよう。即ち「最後の瞬間に於て、彼等は彼等を征服する男に向つて接吻を与へ、かつて激しく拒んだ者に悦んで服従する。」(村上訳、『同書』春秋社、昭和九年、二八九頁)

(註九) Georg Simmel, Philosophische Kultur, 1923, S. 72. 高橋訳『ジンメル恋愛論』玄海出版社、昭二十八年、一一一頁。

(註十) Ibid., S. 83. 邦訳『画譜』一四四—一四五頁。

(註十一) J. S. Mill, The Subjection of Women, No. 825 of Everyman's Library, p. 230.

(註十二) Ibid., p. 238.

X

X

X

最後に、シヨーベンハウエルの女性論全体についての総括的な感想を述べて終りたい。先ず彼の女性論は、有識婦人の中でも女性蔑視の女性論として、初から相手にしない方もあると思われる。しかし若し女性の劣性が客観的事実であるならば、その劣性をそのままに認識する事は正視であつて蔑視とは云えない。女性の劣性の事実が存在しないにも拘らず、劣性と判断するとき初めて蔑視が成立する訳である。そこで蔑視が正視かは、結論からは判定出来ないのであつ

て、筆者も結論よりはその根拠・論理構造に重点をおいて論評して来たつもりである。

次に又婦人読者の中には、彼の女性論は大体において真理であることを認めるけれども、自分には当てはまらないと考へる方もあるであろう。その方はつまり「おとこ女」なのである。と云うのはショーペンハウエルも本論第八節の中程で『個々の部分的な除外例は、事実全体を変更することは出来ない。』と云つてゐるところから判断して、典型としての女性を論じてゐると見ることが出来るからである。現象的には、「おんな男」も沢山いると同様に「おとこ女」も沢山いるのである。絶対的男性も絶対的女性も決して存在するものではなく、現象的には両性の混合（中間形）だけが存在するのであつて、従つて女性論は典型（類型）としての女性を論ずるより他にはあり得ないことを理論的に詳細に説いたのが、ヴァイニンガーである。<sup>〔註〕</sup>そこで「おとこ女」と云い「おんな男」と云つても、程度問題でもあり、そこには何等軽蔑とか嘲笑の意味はないのみか、それ自身の存在理由を有つものと云えるであろう。

ショーペンハウエルの女性論の眞理性については、それぞれの箇所で論じて來た次第で、端的には肯定も否定も出来ないと考へられるが、以下彼の女性論が受けける制約について述べてみたい。先ず、さきにも述べたように、彼は徹頭徹尾形而上学者であつた。しかるにミルも云うように女性は社会的存在なのであるから、形而上学的範疇だけでは女の或る深部を突くことは出来ても、認識が一面であると云う制約を免れないと言えるであろう。

次に考察の対象となつた生きている女性は、彼が生きた前世紀中葉の西欧社会のものであつたことである。この制約は凡ゆる学者の多かれ少なかれ免れることの出来ないものであるから、やむを得ないことであるとしても、常に忘却されねばならない要素である。

次に彼が生涯独身で通したことである。しかし童貞で通した訳ではなく、数人の女と交渉を持つたようであるが、それでも情痴生活とでも云うべきものであつたらしい。何れにしても結婚生活の体験を欠いたことが、女性に対する体験的認識を欠如させたと云えよう。

次に彼は愛のない結婚から生れた息子であり、母性愛に恵まれなかつた。母は夫おつとの死後情夫と同居し、贅沢に暮し、閨秀作家としても派手な社交界に出入りした。従つて性格的にも、彼とは根本的に相容れなかつたらしい。こうして母子の関係は不和の仲を通り越して、不俱戴天とも云うべき憎惡の間柄となつた。このことが、彼の女性論の中に、貴婦人攻撃の箇所以外に到るところに爆発していることは、己に指摘した通りである。

次に、彼がイタリー滞在中、友達の美しい少女が詩人バイロンの限りなく美しい人間的風貌に恋したことで、不快を味つたと云われている。又母と共にワイマールに居た頃、詩聖ゲーテを振つたカロリーネ・ヤーゲマンと云う女優から恋歌を捧げられた。相思であつたらしいこの恋も結局実を結ばなかつた。このような事情から、彼の女性蔑視は、「手の届かない葡萄の房を眺めて酸っぱいとけちをつけたイソップ物語の狼」のそれであると云う見方がある。成る程、彼とても人間であるから、そう云う制約を受けないとは云えないであろう。事実そう云う感情にとらえられたであろう。しかし少くとも哲学的に思索し著作を物するときの彼の態度が、飽迄明澄であり、公平な物の見方をしていることは、彼の著作を読む者の等しく感ずるところである。何れにしても、学説の根拠を突かずに、事物の周辺から感情論で批評することは、学問的とは云えない。

次に、彼が厭世学者であつたが故にその制約を受けて、そこから当然女性蔑視が生れたと云う見方もある。これも前項と同様に周辺からの批評である。しかし無限の空間と悠久の時間の中に、うたかたの如く生滅する凡ての現象が、哀れむべき厭うべきものでなくて何であろう。ショーベンハウエルだけがペシミストなのではない。プラターもカントも否凡ての眞の哲学者はペシミストである。であるから彼等は現象を超えたイデアの世界・物自体の世界に想を馳せたのであつた。かくてショーベンハウエルの女性論は、誰よりも先ず青年によつて読まるべき書である。女性に向かふれた偶像を捨てる為に。

(註1) O. Weininger, Geschlecht und Charakter, 1903, Kap., I.

Ishizuka, Katsuo

## Schopenhauer's View of Women (III)

### Résumé

8

The intellect of man is obscured by sexual desire, says Schopenhauer, to give the name of "the fair sex" to the sex which have short statures, narrow shoulders, large hips, and short legs.

He continues to say that woman is inferior to man in the fields of art and learning, because woman is incapable of having pure objective participation in all the things. There are other scholars who support this theory. This theory also means the same thing with the common saying of people, "Woman is subjective." Thus Shopenhauer supports that woman is "the inferior sex" and "the secondary sex." Old Greeks and Romans and Oriental nations, according to him, were right in looking woman from this view-point.

So-called Dame or Lady in European countries, however, is the being which has been placed, against nature, at the same standing with man, from which various vices are caused in society. Women must be educated as housewives.

9

According to Schopenhauer, monogamy is an institution against nature which permits legal rights equally to man and woman that are substantially unequal, and as the result are caused various vices in society : spinsters and dames who eat without work in upper classes, and woman charged with improperly heavy labor and prostitutes in lower classes. Were polygamy adopted, the four undesirable species of women above mentioned would disappear. Schopenhauer's regarding the marriage institution as of convenience, —his non-

recognition of morality in monogamy does agree with the view of Bernard Shaw.

10

Maternal love is instinctive, while paternal love is based upon his recognition of his own deepest self in his child and accordingly has metaphysical source.

Vanity of woman tends toward flowerish material things, while that of man tends toward non-material things, such as comprehension, erudition, etc.

Lastly he says, that woman is made by nature subordinate is very obvious in the fact that a woman who is completely independent, that is, placed at an unnatural standing, soon begins to seek for her master who should dominate over her.

\* \* \*

Schopenhauer is here dealing with the stereotype of woman. It is quite possible that in reality some manly women exist. Therefore, a fair reader who thinks that his theory does not apply to her should be deemed as manly woman, which has its own high *rai'son d'être*.

Schopenhauer, being an eminent metaphysician, has a keen insight into the depth of "woman," but lacks the social-scientific recognition of woman as social and historical being.

Moreover his lack of experience in marriage life, according to the author, made his recognition of "woman" fail to be full-scale.